

平成 30 年 1 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 1月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

- 議案第1号 八戸市社会教育委員の委嘱について・・・・・・・・・・1
- 議案第2号 八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・3
- 議案第3号 八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・7

議案第 1 号

八戸市社会教育委員の委嘱について  
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成30年 1 月31日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

八戸市社会教育委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所属・職業等
たじま としなり 田島 理成	公益社団法人八戸青年会議所

任期は、平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までとする。

議案第 2 号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成30年 1 月31日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

教育振興基金の設置の目的を教員国内・海外研修資金に変更するためのものである。

## 八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市基金の設置及び管理に関する条例（昭和38年八戸市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「内地留学資金」を「教員国内・海外研修資金」に改める。

第3条中「次条の規定により支給し残金を生じた額並びに」を削る。

第4条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基金の設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる基金を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育振興基金 <u>教員国内・海外研修資金</u></p> <p>(4)～(29) (略)</p> <p>(積立て)</p> <p>第3条 基金への編入は、基金の運用から生ずる収益及び前条に定める基金に編入が決定した額とする。</p> <p>(運用)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、当該各号に定める事業に使用する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(基金の設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる基金を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育振興基金 <u>内地留学資金</u></p> <p>(4)～(29) (略)</p> <p>(積立て)</p> <p>第3条 基金への編入は、基金の運用から生ずる収益及び<u>次条の規定により支給し残金を生じた額並びに前条に定める基金に編入が決定した額とする。</u></p> <p>(運用)</p> <p><u>第4条 教育振興基金の運用から生ずる収益は、学校教育及び社会教育振興のため調査研究する者に対して支給する。</u></p> <p><u>2</u> 次の各号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、当該各号に定める事業に使用する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>





議案第 3 号

八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成30年 1 月31日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

史跡根城跡整備活用検討委員会を設置するためのものである。

## 八戸市博物館条例の一部を改正する条例

八戸市博物館条例（昭和58年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（史跡根城跡整備活用検討委員会）

第12条 史跡根城跡の適切な保存及び活用の推進を図るため、八戸市史跡根城跡整備活用検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、史跡根城跡の整備に関する計画の策定及び事業の推進に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「博物館協議会の委員」を

「博物館協議会の委員  
史跡根城跡整備活用検討委員会の委員」に改める。

八戸市博物館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(史跡根城跡整備活用検討委員会)</u></p> <p><u>第12条 史跡根城跡の適切な保存及び活用の推進を図るため、八戸市史跡根城跡整備活用検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 委員会は、史跡根城跡の整備に関する計画の策定及び事業の推進に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。</u></p> <p>(委任事項)</p> <p><u>第13条 (略)</u></p>	<p>(委任事項)</p> <p><u>第12条 (略)</u></p>

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後								改正前											
別表第1（第2条関係）								別表第1（第2条関係）											
区分				報酬の額				区分				報酬の額							
(略)								(略)											
博物館協議会の委員								博物館協議会の委員											
史跡根城跡整備活用検討委員会の委員								(略)											
(略)																			
別表第2（第2条関係）								別表第2（第2条関係）											
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1 キロ メー トル につ き)	旅行 雑費 (1 日 に つ き)		宿泊料(1夜に つき)		食卓料 (1夜に つき)	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1 キロ メー トル につ き)	旅行 雑費 (1 日 に つ き)		宿泊料(1夜に つき)		食卓料 (1夜に つき)
					甲	乙	甲	乙							甲	乙			
(略)																			
博物館協議 会の委員										博物館協議 会の委員									
史跡根城跡 整備活用検 討委員会の 委員										(略)									
(略)																			

